

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進

# 環境整備支援助成金

職場環境の整備に伴う工事実施、備品購入



託児スペース整備 手すりの設置等

環境整備



助成金

事業主

女性・高齢者の職域拡大や従業員のコミュニケーション活性化を目的とした職場環境の整備を行う  
**中小企業（企業全体の従業員が300人以下）に助成金を支給します。**

支給額

対象経費の1/2以内（上限200万円）

対象事業

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のために必要と認められるものに限りです。

目的	対象事業	対象内容
女性・高齢者の職域拡大	◆女性がない、又は男性に比べて少ない職場に、新たに女性を雇用する、配置するための専用施設の整備（※男性の職域拡大も対象）	女性トイレ  女性更衣室 
	◆女性・高齢者の職域拡大のための安全対策等	手すり・段差解消  負担軽減補助機器 
	◆事業所内託児スペースの整備	託児スペース  
コミュニケーションの活性化	◆従業員のコミュニケーション活性化のための休憩室の整備	休憩室  

申請受付・問い合わせ先



公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会  
 ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28  
 兵庫県中央労働センター1F

URL <https://www.hyogo-wlb.jp/>

TEL 078-381-5277  
 FAX 078-381-5288  
 E-mail [info@hyogo-wlb.jp](mailto:info@hyogo-wlb.jp)  
 開館 月～金曜 9:00～17:00  
 (祝休日、年末・年始を除く)

## 支給対象事業者

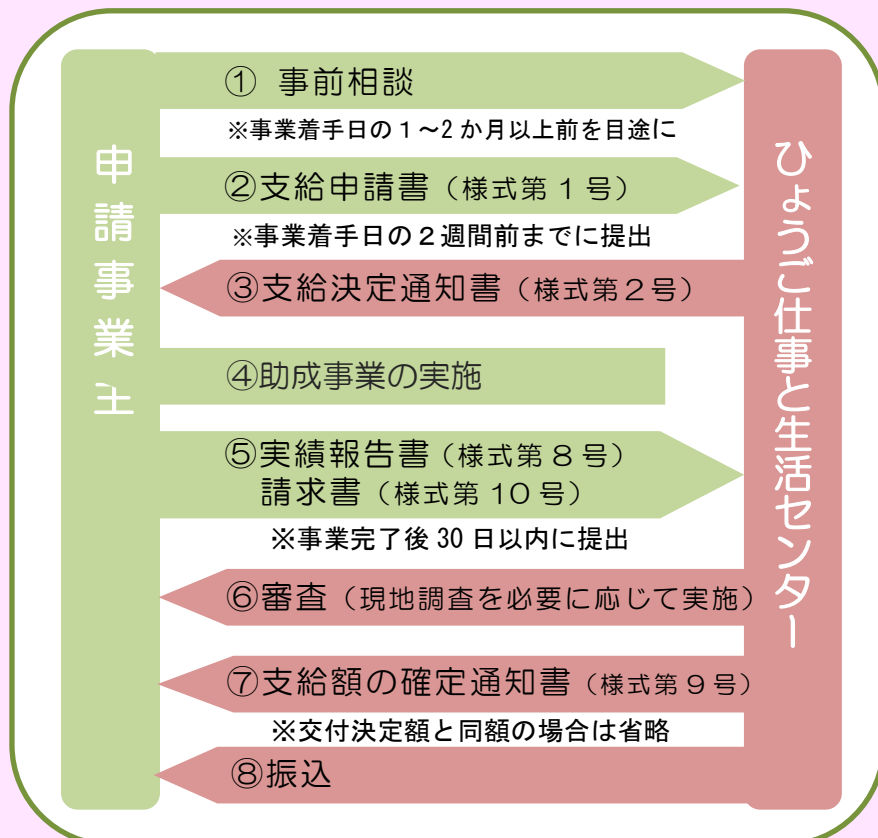
助成金の支給を受けようとする事業者は、次の1から12のすべてに該当することが要件です。

支給要件		チェック
1	「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言※」の宣言企業である	
2	常時雇用する労働者（期間の定めのない又は1年以上の雇用契約で、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上）が、企業全体で300人以下である	
3	従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を目的として、対象事業を実施する予定の兵庫県内の事業所である	
4	雇用保険の適用事業主である	
5	申請する助成対象経費について、国等の助成金等の支給を受けて（受けようとして）いない	
6	過去3年間に労働関係法令に関する重大な違反がない	
7	過去3年間に悪質な不正行為により、国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等（委託料を含む）を受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていない	
8	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でない	
9	国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない	
10	県税の滞納がない	
11	暴力団又はその統制下の団体でない	
12	本助成金の受給は、1企業あたり同一年度中に「テレワーク導入支援助成金」との合計が2件かつ200万円以内である	

※「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」とは・・・ひょうご仕事と生活センターで実施している登録制度です。従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組むことを内外に宣言するため「宣言書」を提出し、登録を受けた個人事業主や企業が「宣言企業」です。当センターでは、宣言企業に対してワーク・ライフ・バランスの取組みを支援しています。詳しくはHPをご覧ください。

## 手続きの流れ

支給申請書は、工事開始日や備品購入日の概ね2週間前までに提出してください。すでに工事に着手していたり、完了している場合は申請できません。



詳細はひょうご仕事と生活センターのホームページをご覧ください。

「助成金申請の手引き」及び「提出書類の所定様式」はホームページからダウンロードできます。



ひょうご仕事と生活センター  
キャラクター「WLB7」